

2025年1月28日の経営会議の概要について

開催日時	2025年 1月28日（火） 午前10時00分～午前11時00分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策の方向性・施策体系の承認
所管部課	文化スポーツ振興部文化振興課
案 件 名	「（仮称）町田市文化芸術のまちづくり計画」の策定について
実施期間	2026年4月～2035年3月
法令根拠	文化芸術基本法
対 象 者 （お客様）	・町田市民、町田市に関わる方や訪れる方
案件概要	町田市は「まちだ未来づくりビジョン2040」において、「いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化芸術を楽しむまち」になるという目標を示したところです。そこに至るプロセスを示した文化芸術推進計画及び文化芸術基本法第7条の2第1項に基づく地方文化芸術推進計画として、新たに策定するものです。 関係法令においては、2017年に文化芸術基本法が改正され、各自治体の文化芸術推進計画の立案が努力義務となりました。2023年には文化庁の第2期文化芸術推進基本計画が閣議決定し、文化芸術の価値を社会・経済全体の発展に結びつけることが目標になりました。また、2018年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行や「文化財保護法」改正、2020年の「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」施行、2022年の「博物館法」改正等においても、文化芸術を単体で推進するだけでなく、他の分野と有機的に連携して推進することが求められています。 町田市では、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」の実現を目指した「町田市子どもにやさしいまち条例」で、様々な芸術、文化及びスポーツに触れ親しむことを、子どもが健やかに成長するために保障される権利としています。現在進めている町田駅周辺の再開発においても、新たな賑わいを創出すべくエンターテインメントの要素を取り入れたまちづくりを掲げており、文化芸術の視点は欠かせないものとなっています。 こうした動向を受け、他の分野と連携して文化芸術を推進し、誰もが文化芸術を楽しむことにより、市民の文化芸術への関心を高め、また、町田への愛着やまちのにぎわいにつなげることが必要です。 計画においては、「文化芸術を育み 笑顔咲くまち ～町田でLet's stART～」

	を目指す姿とし、これを実現するために基本方針を「きっかけをつくる」「場をつくる」「継承する」「共に創る」として定めます。
主な意見	○基本方針３「継承する」について、伝わりやすい表現とすること。 ○本計画の「対象者」について、伝わりやすい表現とすること。 ○子どもの意見を本計画に反映すること。 ○本計画に、新たな文化芸術の要素を含めること。 ○本計画を特徴づけるリーディングプロジェクトを検討すること。 ○その他、指摘された文言を整理すること。
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出席者	<構成員> 石阪市長、榎本副市長、櫻井副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、広報担当部長兼広報課長、総務部長 <幹事> 企画政策課長、秘書課長、総務課長、財政課長 <説明者> 文化スポーツ振興部長、文化振興課長、文化振興課担当者 生涯学習部長、生涯学習総務課長